

＜対策のポイント＞

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、官民共創の促進による地域課題の解決に向けた取組、事業者等の経営改善に向けた専門家派遣、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援します。

＜パンフレット等＞



＜事業目標＞

地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業体の割合の増加（68%→78% [令和11年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
 - ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
 - ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組
- 【事業期間：上限2年、交付率：1/2等（上限500万円/事業期間）】

2. 地域資源活用・地域連携中央サポート事業

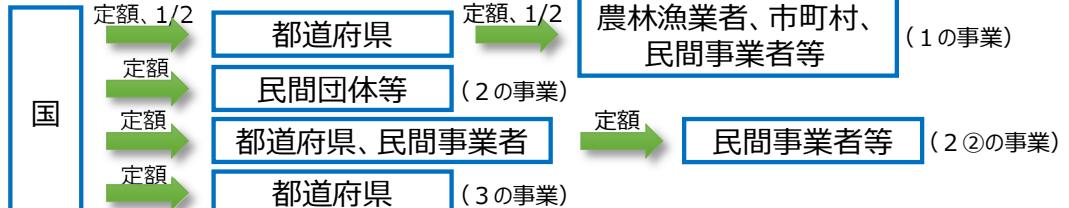
- ① 都道府県サポートセンター等を全国的な視点で支援するため、中央サポートセンターを設置し、地域資源を活用した付加価値の創出に係る高度な課題解決に取り組む事業者等に対して、中央プランナー等の専門家を派遣する取組等を支援します。
 - ② 地域金融機関等の中間支援組織により、これまで農業・農村の仕事に携わっていなかった企業等の参加促進、地域課題の把握・翻訳、地域と企業のマッチング、マッチング後の伴走支援等の官民共創の促進を図り、農山漁村の抱える地域課題の解決を目指した取組等を支援します。
 - ③ 施設給食において、地産地消を促進するコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。
- 【事業期間：1年、交付率：定額】

3. 地域資源活用・地域連携都道府県サポート事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係る経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者に対して、専門家を派遣する取組等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

地域資源活用・地域連携推進支援事業

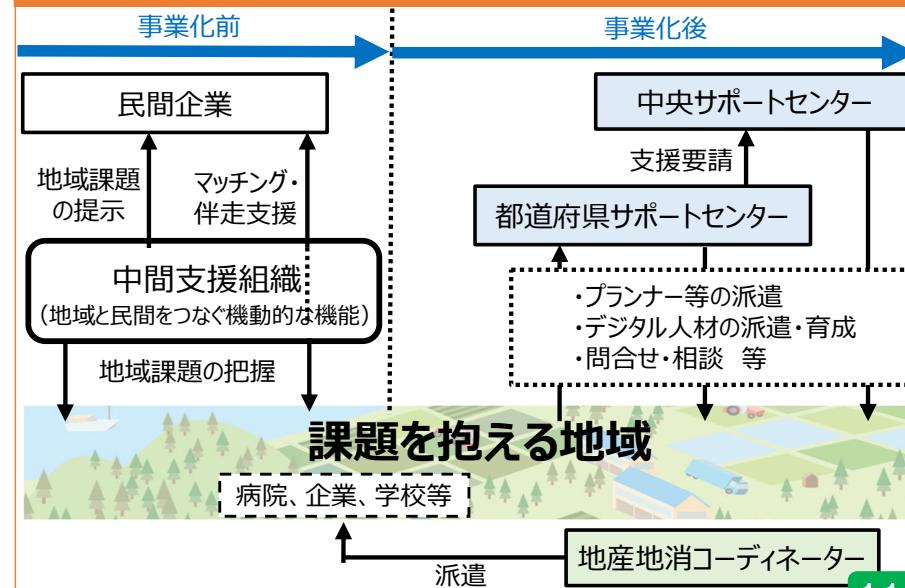


地域の農林水産物で
新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出

地域資源活用・地域連携中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】

(1、2①③、3の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-6744-2497)

(2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2141)

○従来の6次産業化の取組に加え、農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な主体の参画によって付加価値を創出していく取組に対して、ソフト・ハード両面から支援。

事業実施主体

- ・農林漁業者等
- ・商工業者の組織する団体
- ・民間事業者
- ・特定非営利活動法人
- ・一般社団法人、公益社団法人
- ・一般財団法人、公益財団法人
- ・市町村、市町村協議会
- ・特認団体（ほか）



※支援対象となる取組のうち、⑤はコンソーシアムも可

※事業実施主体が市町村以外の場合、事業実施主体と農林漁業者等を含む3者以上のネットワークを構築する必要があります。

※事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ市町村戦略を定めている必要があります。

- 中央サポート事業
 - ・民間団体等
- 都道府県サポート事業
 - ・都道府県



- ・農林漁業者団体※
- ・中小企業者※



※①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 ②農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略
 のいずれかに基づく整備事業計画が必要です。

※要件等の詳細はホームページをご確認ください※



地域資源活用価値創出対策

付加価値の創出を図る取組に対する支援

＜ソフト対策＞

創出支援型

地域資源活用・地域連携推進支援事業

支援対象となる取組（複数の組合せも可）

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

①～③は取組に必要な設備・機器の導入も可能

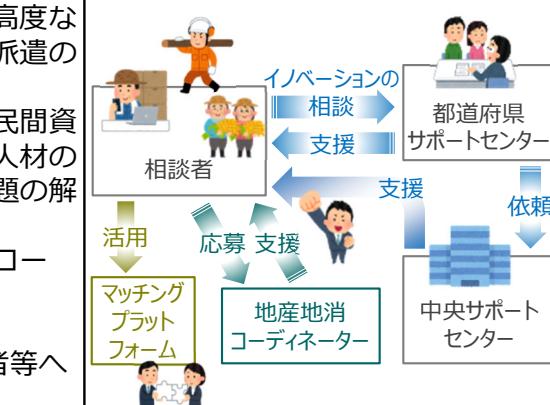
事業実施期間：1年間
 または2年間
 交付率：①～③：1/2以内
 ④：定額
 上限：500万円/事業期間

※ 対象地域の指定があります。また、付加価値額及び売上高増加の目標設定が必要です。
 ※ 都道府県を通じて支援します。

地域資源活用・地域連携サポート事業

●中央サポート事業

- ① 都道府県サポートセンターとの連携により、高度な課題解決に取り組む事業者等に対する専門家派遣の取組等
- ② 地銀等の中間支援を通じた案件形成の推進、民間資金の活用と人材確保、企業・学生等の多様な人材の創出・拡大等を推進し、農山漁村の抱える課題の解決に向けた企業等の参入を目指す取組
- ③ 施設給食における地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等
- 都道府県サポート事業
 経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者等への専門家派遣の取組等



※ 専門家の派遣を受けるには、経営改善の目標を設定し、支援対象者に選定される必要があります。

＜ハード対策＞

産業支援型

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要となる施設（農林水産物加工・販売施設等）の整備を支援

事業実施期間：1年間
 交付率：3/10以内、ただし要件によっては1/2以内
 上限：1億円
 （最大2億円※要件あり）

起業促進プラットフォーム「INACOME」

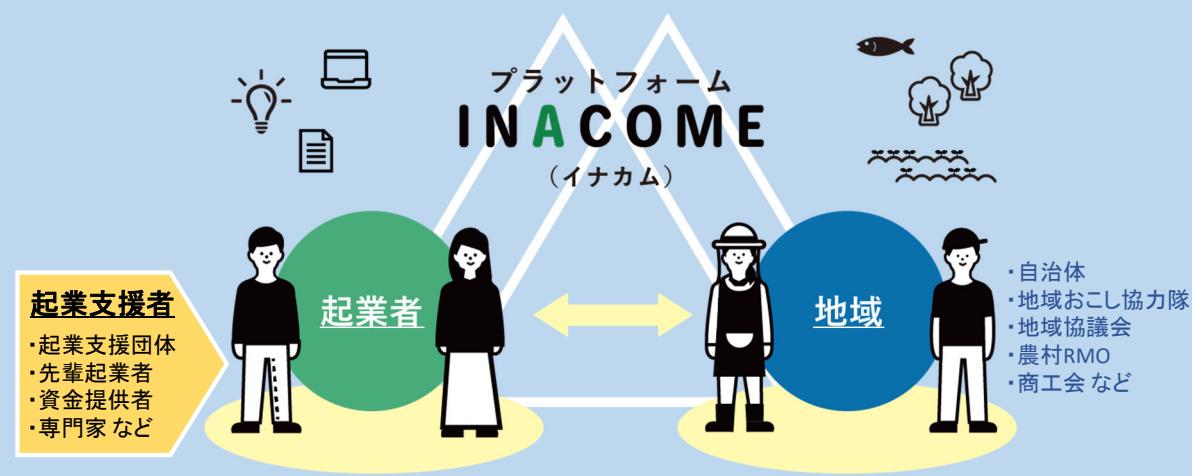
農山漁村振興交付金/地域資源活用・地域連携中央サポート事業「地域資源活用・地域連携促進事業」

- 平成30年秋に農山漁村において地域資源を活用した多様なビジネスの創出を促進するための起業促進プロジェクト「INACOME」(イナカム)を始動。
- 起業に関する施策の情報発信や、ビジネスプランの磨き上げができる環境を整備するとともに、地域資源を活用した**ビジネスコンテスト**(令和7年度は令和7年12月19日に開催)等を実施。
- 令和元年9月末にはオンライン上で起業者や起業支援者が交流できる**プラットフォーム**を開設。
- 令和2年からは、地域資源を活用して農山漁村での起業を目指す際のヒントやアイディア(資金調達、地域との関係づくり等)を学ぶセミナーを実施。

Webプラットフォーム
<https://inacome.jp/>



INACOMEの概要・機能



INACOMEの取組

地域資源を活用した ビジネスコンテスト

- アイディア部門とスタートアップ部門を設け、学生も含めた幅広い取組を応援
- ビジネスコンテストへの出場を契機とした協賛企業からの支援
- メディアサイトでの受賞者の取組についてのPR記事の発信
- コーディネーター等専門家によるファイナリストへの事業展開のアドバイス

情報発信

会員が主催するセミナー、イベントなど
会員自ら情報発信できる！

ビジネスコンテスト

多様な地域資源を活用した自らのビジネスアイデアを発信することができる！

動画セミナー

起業や事業拡大に役立つセミナーを
オンライン上で受講できる！

実例記事

全国各地の起業・新規事業展開の
成功事例を学べる！

イベント案内

経営支援や資金調達支援など
様々なイベントの情報が手に入る！

オフラインセミナー

起業に向けて様々な分野の
専門家との交流の場を提供！

〔令和7年度開催のビジネスコンテストの様子〕



10名のファイナリストによる発表

全出場者と審査員

地産地消コーディネーターの派遣・育成

地域資源活用・地域連携中央サポート事業（地域の食の絆強化推進運動事業）

施設給食に地場産物を安定的に供給する体制整備等の支援を目的に、地場産物利用を進めるに当たって課題を持つ地域・団体等に、課題解決に向けた助言・指導を行う専門家（地産地消コーディネーター）を派遣します。

派遣希望の募集
(6月～8月頃)

病院や学校等の施設給食等への地場産物の利用を拡大したい！

地産地消に取り組む組織・団体、自治体、JA、病院、福祉施設、学校給食の調理場、社員食堂、保育園、幼稚園、生産者組織、給食事業者等



生産現場と給食現場の間で、地場産物の供給体制、品質、価格などが悩みのタネ

派遣先決定
(8月頃)

派遣の決定

派遣申請書の作成

派遣の開始

派遣の実施
(9月～2月頃)

- ・課題の抽出
- ・目標の確認
- ・実践、実行



地域資源活用・地域連携中央サポート事業（地域の食の絆強化推進運動事業）

＜派遣の流れ＞

事務局（補助事業者）

派遣希望地域・団体等の募集

派遣地域・団体等の選定

派遣コーディネーター

栄養教諭、生産者組織代表、JA、コンサルタント、企業、行政など



地産地消の推進、学校等施設給食への地場産物利用等に関する知見や経験を有する専門家

応募

希望する指導内容、派遣時期、給食施設の概要など

＜派遣決定の連絡＞

提出

納入体制等の状況、数値・成果目標等の設定など

派遣先の決定・派遣コーディネーターの協議

派遣先とコーディネーターとの調整（日程・内容）

報告・提出

報告内容の確認

派遣の実施
1地域・団体当たり、1名のコーディネーターを3回程度派遣
※ 状況により1、2回の派遣も可。リモート対応も可

- ・課題整理・共有
- ・指導内容の検討
- ・助言、指導



派遣報告書の作成

派遣終了

派遣の報告
(3月頃)

※ コーディネーターの派遣のほか、コーディネーター育成のための研修も本事業で実施します。

